



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
上小川地区（杉の原・笠取・立野・差出・下原）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 2経営体  
個人 2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
中心経営体の規模拡大  
新規就農者、就業者の確保  
スマート農機等を活用した作業の簡略化とコスト削減

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
上小川地区（平山台）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            0 経営体  
個人            15 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
新たな販売方法、出荷方法の検討  
事業継承を含む新規就農者の確保  
地域全体で今後の産地の在り方についての話し合いを実施

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
片俣地区（小国・中橋）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人           1 経営体  
個人           2 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
事業継承を含む新規就農者の確保  
他法人との連携の検討  
ジビエの活用や加工品販売による所得向上



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
佐々並地区（成川・佐々並市）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 1 経営体  
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
地域団体と連携し、地域農業や地区の農産品PRを実施  
周辺の集落営農法人との連携の検討  
女性の農業経営への参画促進



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田 中 文 夫



記

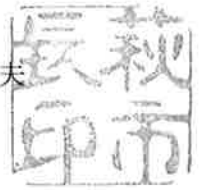
1. 協議の場を設けた区域の範囲  
佐々並地区（長小野）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            1 経営体  
個人            0 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
都市部をターゲットにしたイベント開催等による地域農業や地区の農産品PRを実施  
周辺の集落営農法人との連携の検討  
共同作業を通しての地域コミュニティ活動の活性化



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
川上地区（川上地域全域、明木蔵屋）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 1 経営体  
個人 5 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
平坦地について、基盤整備も含めた営農持続化の取組を検討  
保全すべき農地のゾーニングと条件不利地の管理について検討  
農業施設（水路、農道）管理を地域全体で行う取組を検討



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

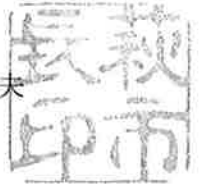
1. 協議の場を設けた区域の範囲  
田万川地区（既存プラン作成地区を除く全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人           7 経営体  
個人           6 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
大型機械に対応する農地整備を検討  
耕作放棄地の管理方法について検討  
新規就農者、就業者の確保



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
むつみ地区（既存プラン作成地区を除く全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            9経営体  
個人            36経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
新規就農者等担い手の確保  
農業経営、経理に関する知識を深める研修会開催



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
須佐地区（既存プラン作成地区を除く全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 1 経営体  
個人 14 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
特色のある作物栽培や景観作物の活用によるイベント開催  
加工品製造や六次産業化による所得向上  
生産する楽しみを体感する教育活動の実施による担い手確保



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
旭地区（既存プラン作成地区を除く全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            2 経営体  
個人            6 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
空き家を活用した担い手確保の取組を実施  
都市部をターゲットにした新規就農者の確保



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
紫福地区（全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人            11 経営体  
個人            12 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
地域内で集落営農法人連合体の設立  
担い手確保の取組として地域全体で研修の受け入れを実施  
効率的な農地利用と付加価値の高い作物栽培の推進



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

萩市長 田中文夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
福栄地区（既存プラン作成地区を除く全域）
2. 協議結果を取りまとめた年月日  
令和3年3月23日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人                    2経営体  
個人                    13経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理事業を活用し、中心経営体に農地集積を行う。
6. 地域農業の将来のあり方  
受け手となる法人設立を検討  
新規就農者や定年帰農者等の担い手確保